

追悼



横浜事件 再審裁判を 支援する会

No.29

1995.11.10

〔事務局〕

〒101
東京都千代田区猿樂町
1-4-8
松村ビル402
☎03-3291-8066

九月三〇日未明

小野貞さん逝去

第二次再審請求の申し立て人として、再審実現のために精魂を傾けてきた小野貞さんは、本年一月には『横浜事件・三つの裁判』（共著）を刊行、ついで検事意見書を全面的に批判する上申書を執筆（本年六月）するなど、高齢の身にかかわらず熱心な取り組みをつづけてこられました。七月三〇日、脳梗塞で倒れ、森山病院（江戸川区）に入院加療中のところ、併発した肺炎のため、亡くなりました。享年八十六歳。

小野貞さん 略歴

一九〇九年一月二〇日 宮城県鳴子町川渡に生まれる。
宮城県第一高女を卒業、上京してYMCAで英文タイプを習得。損保会社や法大図書館などに勤務。

一九三三年 小野康人氏（のち改造社編集者）と結婚。

一九四三年五月二八日 小野康人氏、神奈川県特高に検査される。

一九五九年 小野康人氏、死去。

一九八六年七月 横浜事件被害者ら八名とともに、再審請求（第一次）を横浜地裁に申し立て。

一九八七年 気賀すみ氏と共著『横浜事件―妻と妹の手記』を刊行。

一九八八・九〇年 『横浜事件を

風化させないで』横浜事件・真相を求めて』を刊行。

一九九〇年七月 横浜地裁へ再審請求（第二次）を申し立て。

一九九五年 大川隆司弁護士事務所局長と共著『横浜事件・三つの裁判』を刊行。

一九九五年九月三〇日 最後まで再審実現に意欲をもちつづつ、逝去。

社会正義が貫かれることを願い、再審実現をめざし、最後までひたむきに取組んだ、みごとな一生でした。

請求人は ご遺族が継承

申し立ては、遺児の小野新一氏、伸帆さんにひきつがれます。何としても再審をかちとり、貞さんの遺志におこたえしたいと思えます。

通夜と告別式は、一〇月一日～二日、南砂町団地集会所にて貞さんの遺志により無宗教で行われました。

告別式は、貞さんが好きだったジャズ曲の流れる中、加藤健文氏の司会ですすめられました。故人の略歴紹介のうち、小野康人氏の改造社時代の同僚で第一次再審請求共同申し立て人の小林英三郎氏、横浜事件再審裁判弁護団の大川隆司事務局長、再審裁判を支援する会事務局の梅田正己氏、代官山・同潤会アパート時代の貞さんの旧友、亀島早苗さんが弔辞を捧げました。

元法政大総長・中村哲氏、出版労連ほか三十通の弔電紹介ののち、小野新一氏が挨拶をされました。会場には、裁判関係の人びとをはじめ、貞さん、新一氏ゆかりの法政の方々、友人、近隣の方々が参列しました。

弔辞



小野貞さん。

あなたにはじめてお会いしたのは、一九八六（昭和六一）年のことでした。

この年七月小野さんは、亡きおつれあいの小野康人氏の相続人として、小野氏が連座した「横浜事件」の再審請求に踏み切られ、私はその弁護団の一員として請求のお手伝いをする事になり、御縁ができました。

いうまでもなく、「横浜事件」は、治安維持法が適用された事件のうち、太平洋戦争の時期における最大規模の冤罪事件でした。内務省の検閲をパスした雑誌論文が、「国体変革を企及できるもの」と評価される、などということは今日の常識からす

小野貞さんは、どんなにご苦勞なされたことでしょうか。

最初の再審請求を申し立てた頃、小野貞さんが「夫がなくなつてから、ずいぶん肩身の狭い思いで二人の子を育ててきました」と語られたことがあります。

世間に顔向け出来ないようなことを何一つしていない一家が、どうして「肩身の狭い思い」をしなければならなかったのでしょうか。いうまでもなく、それは国が小野康人氏はじめ、すべての被告人との関係で「横浜事件」の有罪判決を取り消していないからであります。

弾圧の武器として乱用された治安維持法は、昭和二〇年一〇月八日に悪法として廃止され、同月一七日の大赦令により、関係する判決が執行されることはなくなりましたが、小野康人氏たちを「有罪」とした判決そのものは取り消されていません。したがって冤罪の犠牲者に対する国家賠償もなされていません。

横浜事件に関しては、取り調べに当たって拷問を行なった特高警察官三名が戦後後有罪判決を受けています。このように社会的にはすでに白黒ははっきりしているのですから、本来「肩身の狭い思い」をしなけれ

ばならないのは国の方であります。決つて小野さんたちご一家ではありません。

しかし、そのことを法的にはつきりさせるために行なつた再審請求の申し立てに対して、裁判所の門は残念ながらもまだ開かれるに至ってはいません。裁判所は「米軍の進駐が迫つた混乱時に、事件記録は焼却処分されたことが窺われる」といいながらも、「事件記録がない以上再審の門を開くことはできない」と言っています。

このような状態で、九名の方々による第一次再審請求には、ピリオドが打たれましたが、小野さんご一家による第二次再審請求は、まだ始まつたばかりです。

小野康人氏の場合は、雑誌に掲載された論文の内容が治安維持法違反にあたるとしながら、その雑誌論文自体は証拠として取り調べていないという事が判決文そのものから明らかなので、「事件記録がなくなつていく」という事は再審を拒否する理由にならないのです。

第二次再審では、このように強力な論点があり、また今井清一・荒井信一両先生に「鑑定書」を書いていただけることになったので、私はこ

あげくのはてに、開かれた公判は、起訴状の朗読から論告・弁論・判決まで、たった一回で（しかも数人分を）やってしまうという文字通りの茶番劇でした。

小野康人氏は、一九四三（昭和一八）年五月に逮捕されてから一九四五（昭和二〇）年七月に病氣保釈になるまで、戦時下の刑務所という最も劣悪な環境の中で二年二か月の間生き抜かなければなりません。

小野康人氏は一九五九（昭和三四）年一月に、五一歳の若さで亡くなられましたが、戦時下の刑務所で筆舌につくせないご苦勞が、寿命を縮めたものであることはいうまでもありません。

お父様が亡くられた時、二人のお子様はまだ小学生だったはずで

の八月に小野貞さんをお見舞いした時には、「近い内に良いニュースをお知らせできると幸いです」と申し上げました。

この時小野さんは、かすかにほほえんでおられた様には思えませんでした。

それからわずか一カ月あまりで、亡くなられようとは思ってもみないことでした。なんとしてもご存命のうちに「再審開始」の決定を取りたい、又取れると信じて参りましたのに、本当に残念でなりません。

小野さんは、検察官の言い分に対する反論書など、こちらから裁判所宛に文書を提出すべき場合には、自ら筆を取って真先に原稿をお書きになり、私あてに届けて下さいました。小野さんは私達に対して「早く仕事をしてくれ」というような催促は、決してなさらない方でしたが、八〇代の老婦人が陣頭に立って闘っておられるという事実そのものが、私達弁護団に対する最も激しい叱咤激励であったと申せましょう。

今年の五月に小野さん御自身がお書きになり、裁判所に提出された「上申書」が絶筆となってしまいました。励まされながら、私たちは、再審開

始決定と無罪判決という残された課題を達成し、小野さんの墓前に報告したいと念じています。

その日が一日も早く来ますよう、小野さん、あの世から、きびしくあたたかい目で見守っていて下さい。

横浜事件再審請求弁護団事務局長

弁護士 大川 隆司



小野 貞様 御霊前

かねて御入院のことは承っておりますが、まさかこの悲報に接しようとは思ひもかけませんでした。かつてご療養の妨げとなつてもと勝手に気をまわして、お見舞いにも上がらなかつたことを、今更申し訳なく残念にも思います。

顧みますとご生前ご交誼をいただいたのは、亡くなられたご主人の、小野康人氏のご縁によつてでした。

康人氏は、私が昭和一四年に改造社に入社しましたとき、先輩として在社され、一緒に仕事をすることになつて、いろいろご指導を頂きました。

康人氏は、お酒が好きで陽気で些事にこだわらず、性格的には私と違つておられました。そのことが却つてお互いに補い合えるところがあつたのかと思います。そのころ結婚した私は、代官山のお宅へ夫婦でご挨拶に伺つたことがあり、そのとき奥様に初めて、お目にかかつたのでした。今考えますと、改造社関係でお宅まで挨拶に伺つたのは、小野さんの所だけでしたが、これも何かのご縁だつたかと思ひます。

康人氏は先にも申しましたように大人の風格があり、他人の世話もよく見られました。家庭を省るといふ点では、率直に申しまして、必ずしも十全とは申せないところがあつたかと思ひます。しかし奥様はそれをよく補い、よく扶けて家庭を守つて来られました。深い愛情によつてだつたと思ひます。

横浜事件の再審請求についても、私達、直接の被害者以上に、真剣な態度で参加され、ことに第一次再審請求が却下された後では、第二次請求の当事者として、正面に立って

ただくことになりました。これも康人氏への深い愛情から、名誉回復への強い思いと、兇暴な権力犯罪に対する激しい怒りに根差したものと想ひます。その間必ずしもご丈夫だつたとはいえないお体で、数々の資料を調べ、幾つもの著作をなされた努力は、敬服するという以上のものがありました。

再審請求は、ご承知のように目下進行中で、ご生前中に期待するような成果を、お目にかけることが出来なかつたのは、返す返す残念ですが、幸いお志を継いで頂く方もおられ、我々一同、更に努力してお志を実現する覚悟であることを御霊前に誓ひます。

いろいろとありがとうございます。どうかお心安くお休みください。

第一次再審請求・請求人

小林 英三郎

弔辞



小野貞さん

新聞の訃報を見てびっくり致しました。八六歳という御高齢にもかかわらずよく頑張られました。過労を心配していましたが、あなたの御気性ではいい加減に出来ない真実を貫く為裁判と戦い、とうとうたおれました。

狂気のような戦争混乱の戦後、その中で行なわれた裁判、判決は決して正しいものではなかった事は人々に知っております。いいえ、だんだんに真実が人々に分つて来たのです。貞様は純粋な万事控え目の方、素晴らしい記憶力、誠に惜しい方であられました。

私と小野さんのおつき合いは、昔渋谷代官山町代官山アパートの住民

であった事です。昨年の夏頃でした

か毎日新聞の「人」欄で、小野さんのことを知り懐しく新聞社に住所電話などを聞いてお話しし合う事が出来ました。本を買って代官山の友人達にも読んでもらいました。尊敬と共感を覚えました。又、これ程までに頑張られたエネルギーは、お子様方に心の影を落とすたくない母心であられたのでしょうか。

盡せるだけ尽した勇気を御主人はおほめになつてニコリとお迎えになられたことと思います。

貞様の御霊のおん安らかにとお祈り申し上げます。

合掌

代官山の友人

亀島 早苗



小野さん。

もう、お声が聞けなくなっていました。

小野さんからは、よく電話をいただきました。会社にいる私への電話は、気を使われて、いつも夕方の五時半すぎでした。よほどのことがない限り、日中の電話はありませんでした。

小野さんは、そういうお人でした。

電話での主要な用件の一つは、再審裁判のために文章を書いたので、読んで意見を聞かせてほしいというものでした。

送られてきた原稿は、きまつてコクヨの四百字詰め原稿用紙に、きっちりとした楷書で書かれていました。

小野さんを知らない人が見れば、それが八〇歳近い、あるいは八〇歳をこえた人によって書かれたものだ

とは、だれ一人思わなかったにちがひありません。

そのままペン習字のお手本になるように見事な、のびやかで、めりはりのきいた文字でした。女性の文字というより、男性の文字でした。

そうです。

小野さんは、意志の人でした。周囲への気づかいやていねいな物言いは、つつましい物腰、弱々しい外見からはおよそ想像できない、強靱な意志の人でした。

私が小野さんと初めてお会いしたのは、一九八六年六月、「国家秘密法に反対する出版人の会」で、日本教育会館において「横浜事件を語り・聞く会」を主催したときでした。そのすぐあとで、横浜事件再審請求が提起されました。

それから九年間、私たちは小野さんといっしょに歩いてきました。

この九年間の間に、小野さんは二冊の単行本と、二冊の小冊子を出版されました。『横浜事件・妻と妹の手記』『横浜事件・三つの裁判』と、『横浜事件を風化させないで』『横浜事件の真実を求めて』の四冊です。いずれも私が、編集者の役目をつとめました。

この出版の過程で、小野さんは、

資料を読み、調べ、考え、文章にし、また資料を読み、調べ、考え、文章にするという作業を繰り返してこられました。それが、七〇代後半から八〇代半ばまでの九年間でした。いったい何が、高齢の小野さんをごのように激しくふるいたさせたのでしょうか。

小野さんは明治の末近くに生まれ、大正デモクラシーの中で自我の形成期を迎えられました。そして昭和初期、演劇青年の仲間の中でその青春を送られました。昭和の初期は、治安維持法と特高警察が猛威をふるいはじめた時期です。しかし反面、この時期は、戦前日本において革命運動が、心ある青年たちを巻き込んで、最もはなばなしく燃えさかった時期でもありました。

そうした時代の風を胸いっぱい吸い込んで、小野さんはその青春を燃焼されたのです。

それから五〇年余が過ぎ、横浜事件再審裁判の渦中に立つこととなつて、小野さんの中に、あの青春時代がよみがえってきたのではないでしょうが。

高齢で、しかも病をかかえながら、読み、調べ、考え、書く——倦むこともなく、絶えることのなかつ

たこの作業の連続は、そうとでも考えない限り、容易には理解できませぬ。

それにしても、一つの裁判において、原告の立場で二冊の単行本と二冊のブックレットを執筆・出版されたのは、文字どおり稀有なことではなかつたか、と思われませぬ。

再審裁判にかける小野さんの熱意によって、逆に私たちは励まされ、その支援活動を曲がりなりにも続けてこれたように思います。

こうした人間としての強さを身近に見つづけてきたためか、この夏、小野さんが倒られたときも、きつと回復されるものと信じていました。ようやく個室に入れたと聞いたときは、もう大丈夫だと、浅はかにも思い込んだのでした。

それなのに、小野さんの声は、もはやついに聞くことができなくなつてしまいました。

しかし——小野さんはその最晩年を、人間の尊厳を主張して、人の何倍もの濃密さで生きぬかれました。また、再審裁判については、その意志と意思を、四冊の本に刻んで残してゆかれました。

小野さん。どうぞ、安らかにやすみください。そして、銀河の星の一つとなり、お子さんやお孫さんたち、また再審裁判の行方を、天上から見守りつづけてください。

再審裁判を支援する会・事務局
株式会社高文研代表

梅田 正己

ご遺族から

本日は、お忙しい中、母、貞の葬儀に御列席を賜わり、親族を代表しまして御礼申し上げます。

母は、昭和三四年に父が亡くなつてから、女手一つで、私達子供を愛情で包みながら、精一杯に育て、ふたりが社会で身の立つようになつた

育を受けさせ、なおかつ、信子が幼

い頃より習っていたピアノの勉強を続けさせてくれました。お陰で、信子は曲がりなりにも、ピアノプレイヤーとして自立することができました。

昭和五一年、私が結婚したとき、母は私の妻あかねにむかって、いわゆる世間でいう嫁姑のあいだからの

付き合いでなく、人間として対等な付き合いでゆきたいと、申したそうです。

昭和五四年、私共に長男創が授けられました。母にとって、初孫の誕生は殊の他、喜びであつたようです。しかし、この息子創の発達が遅れていると気付いたとき、母は、妻の悩みを受け止め、共に悩み、苦しみを共有してくれました。

最近、妹信子が体をこわし、思うように働けなくなつたときは、私に任せて、しっかり体を直しなさいと、八六歳を越えても言い切ることのできる気丈な母でもありました。

母は、七月三〇日に入院し、加療中のところ、九月三〇日早朝亡くなりました。七月七日付の遺書を、昨日タンスの中から見付けました。

ここで、母の遺書の一部を皆様にご披露させて頂き、私共の感謝の気持ちを表したいと思います。

遺言 (抜粋)

今迄遺言状を何べんも書き替えてきました。状況がいろいろと変わったからです。

このごろ字を書く、手がふるえて思うように書けません。これも変な字になつてきているようです。

横浜事件再審請求に連名して下さ

って有難うございました。若し、第二次が最高裁まで行っても棄却なら、私はもう年ですから、私だけの第三次は致しません。

私は今回再審裁判は開廷されると信じております。開廷されれば、無罪確定になると思いますから、そうなれば、他の方々も、第三次の再審請求が可能になります。その際、私も参加した方がよい、との弁護士さんから要請があれば無論、私は加わりますが、あなた方は自由です。途中で私が欠けても、他の方々にも、事態にも別段影響をおよぼすことは無いからです。第二次にご協力頂いただけで充分です。

私の葬儀は最少限度簡單にして下さい。私の妹達も高年令ですし、川渡からも遠方から誰にも来て頂くことは不要です。知らせだけして下さい。支援する会の方々、弁護士様にも同様です。ただ生前のご高誼に対

母と横浜事件

横浜事件再審裁判の請求にいつも御支援頂き感謝致しております。

母小野貞がこの七月三〇日夜脳梗塞で倒れ九月三〇日朝病院で他界するまでのICUでの闘病は、本人に

して御礼をよろしくお伝え下さい。

霊園に葬る時墓誌に春岳院誠心一貞大姉と彫って下さい。たしか、お父さんの戒名は彫ってあると記憶しています。春岳院は、私らしくないけれどお父さんの母上アキさんの優勝手に、受け継ぎました。

お父さんの家の宗旨は真言宗ですが、私は無宗教ですからお経はいりません。

創君、人間の死後、若し靈魂が無限の宇宙に漂い残るものであるなら、私は創君が生涯幸せであるよう守ります。

新一、信子、あかねさん、創君、ありがとう。

最後に母の通夜・葬儀に際しお手伝い下さいました御近所の皆様、法政の方々、妹の友人の方々、支援会の方々から御礼を申し上げます。

小野 新一

とりましてはつらく長かったのかもしれないませんが、私にとりましてはあまりに短い二ヶ月でした。

もっと早い時期に私個人の希望で個室に移ることを願ったのですが、

「危険な時自分でボタンを押さなければかえって危い」との友人の意見になぜかその時「なるほど」と思ってしまった。その機をはずして以来どうしても個室が空かなくなってしまう。その日午後急に待ち待った個室が空き私達兄嫁と横浜事件支援会の金田さんと三人は、何となく心弾んで「匂いだけでゴメンネ」などと言ったり、金田さんなどは「週二回の事務局出の一日を小野貞さんの室でやる」と張り切り、私も母の好きな音楽や落語のテープを持ち込んでイヤホンで確かめては母の耳に入れたりしました。

本当を言うとその日早めに行った病院で母を見た瞬間私はギョツとしたのでした。看護婦さんから心配なйтとお聞きしても私の胸は治まっていなかったのですが、急に個室が空いた幸運に気を良くし希望を持った矢先でした。待ちに待った個室でその日に亡くなってしまおうなんて、ICUでは思いっきり母に話しかけたり充分ベッドの側に居てあげることも出来ずにしまった事が悔やまれなくなりません。

私の知っている母の人生とはひたすら苦難の多い未亡人としての母でした。めまいの持病で寝込むことも

多く大病で入院した事もありました。でも文学好きで記憶力抜群の母は種々な本の面白い場面を実にうまく語ってくれるので、いつも自分で読む以上にその作品は心に焼きついてしまうのです。私が音楽の仕事に夜出掛け始めてからは、TVの映画も連ドラも母の語りで「続き」を待って聞きました。又、吉田拓郎からJAZZまで私が興味を持つ音楽をテープに吹き込んで仕事から戻った私に聴かせるので、母も拓郎、高田渡、JAZZを楽しみに聴くようになりました。文学、映画から音楽まで私達は気の合う最良の友でした。

そんな母が横浜事件の再審と出会ったのが九年前です。以前その事でインタヴューを受けた母は、孤軍奮闘貧乏の真只中で、子供を育てる以外、外社会には何の接触も余裕もなかった頃でした。

今回弔辞で大川先生が「肩身の狭い思いで子供を育てて来ました」という母の言葉を引用し「なぜ何も悪いことをしていない小野さんがそんな思いをしなければならぬのでしょうか。悪いのは国家権力の方なので」とお声をつまらせました。

母を変えたのは横浜事件再審裁判

を支援する会の心厚い方々との出会いでした。横浜事件を語り聞く会でR氏のお誘いで参加した母はその方達と出会い、それまで納得ゆかず胸にひっかかっていた横浜事件の不当性を正そうと原告団のひとりに加えて頂くことにしたのでした。

最初の内は出版関係の先鋭の方々や先生のお話が「勉強になる、とにかく足手まといにならぬように」と緊張しながらも何か心に灯がともったように私には見えました。そして横浜地裁の『裁判記録を戦後の混乱時に焼却し記録がないので棄却する』旨の判決が届いた日、正に目から火が出るほど腹が立ち逆にもう後に引けないと思ったと申ししておりました。その日から母の猛勉強が始まりました。判決文は穴のあく程読み返し、その焼却時期がGHQの上陸や有罪判決するより前という事も突きとめ、畑中繁雄氏の本、青山鉞治氏の本等関係当事者の本はもちろん図書館に行つては憲法や法律の本をコピーしたりしました。

て下さってもジャーナリズム全体の本質的危機感につながらず、私には不思議でならないと同時にシラケてしまいました。でも母は最期まで諦めるといふ事を知らないかのように遺言状（七月七日付）にも「横浜事件は無罪になると信じている」と書かれておりました。こんな不当な事が通るはずがないというのが母の信念でした。

世の中の人は何事も自分にふりかかってこない事柄には何も気付かず無関心です。五〇年前の横浜事件はひとりひとりの危機感につながらないというのが私の感じてました。でも国家機密法、拘禁二法そして今度の破防法が隠しもつ言論や自由の弾圧の原点が横浜事件なのです。

母はこの事件を通してその不当性を正す事でそれを訴えたかったのです。「亡き夫の無念をはらす執念という事ではない」とよく申ししておりました。

最近、週刊金曜日にも母の最期の著書になった「横浜事件・二つの裁判」の書評を載せて頂きました。外国人であられる評者は、横浜事件と同時期に戦中の日本軍部内であった悲惨で不当な事件も併記し、日本が第二次大戦でアジアに与えた多大な

罪の認識欠如に言及しその観点からある意味で母の個人的視点の狭さを指摘しているようでした。それは確かに母の限界を突いているようにもその時私は感じたのですが、今、生意気に怖れず言うことややはり原点は個にあるのではないかと、ズームを遠ざけ広げると時に見えなくなる事もあるのではないかと気が付いた気が致します。

母はあまりに一生懸命でした。真面目に生き、ド真面目に死んでゆきました。母の口癖は「こんな目にだけは遭いたくない」という事ばかりに遭ってきた。あなた達の分まであったからあなた達は大丈夫」だと。私が母に対して出来ることは、この母の遺志を継ぐことです。

母が貫きたかったのは一つのイデオロギーを主張することでもなく、ただ人間として許せない不当な事があまりにいつまでもまかり通る事で『正しいことが通らない』という慢性的諦めが逆に正当化されてゆく事がたまらなかつたのだと私は思っております。

今、母の遺影の側に父の位牌と写真を並べると、何か両親がやっとならって私達家族を見守ってくれているという不思議な安心感さえありま

す。母の二ヶ月間の闘病は人の生命の気高さもはかなさも同時に教えてくれた気が致します。兄家族も皆駆けつけて必死に心を合わせる事が出来ました。朝四時に亡くなるまで私はずっと母の手足を暖めていました。そうすれば生命が保たれると信じたからです。駆けつけた兄は母の手を握り続けていました。皆が疲れてウトウトしかけた時、血圧が五〇を切つてしまいました。長い一日の

最後に、父はたまたまジャーナリストでただのひとりの弱い人間だったけれど、あの凄惨な拷問の極限状態の中でも人様に恥ずべき迷惑はかかず人間としてがんばったのだというこの事が私達家族の素朴な誇りでした。この素朴な誇りが再審裁判請求の原告に加わった事から単に個人の問題でなく社会的意味を持った事に今、身の引きしまる思いが致します。

どうぞ会員の皆様これからも私共兄妹の引き継ぎました横浜事件第二次再審請求への御支援を下さいます様よろしくお願い申し上げます。

小野 伸帆

横浜事件・再審裁判

小野貞さん追悼／支援する会結成一〇年の集い

●第2次再審請求の勝利をめざして

〔主催〕 横浜事件・再審裁判を支援する会



10月2日、小野貞さんの告別式

〈講演〉

冤罪事件と日本の裁判

—— 関原勇弁護士

戦後五〇年と横浜事件

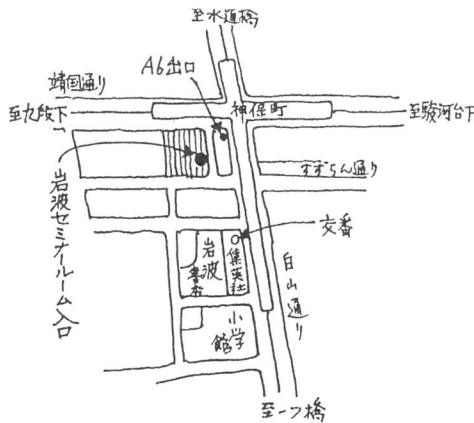
—— 大川隆司弁護士

○12月8日(金) 午後6時

○会場 岩波セミナールーム (地

図参照)

○会費 〓五〇〇円



ひきつづきご支援をお願いします！

新年度会費(年会費・

一口〓二、〇〇〇円)

(団体〓五、〇〇〇円)

をどうぞよろしく！

入会申込・会費納入先

〒101 千代田区猿楽町1-4-8 松村ビル402
横浜事件・再審裁判を支援する会

☎ 03-3291-8066

〈年会費〉個人=2000円 団体=5000円

●郵便振替 00130-7-150641

振替用紙に口座番号、金額、氏名、住所
など必要事項をご記入のうえ、お振り込
みください。

●銀行振込 富士銀行九段支店
普通預金口座1478864「横浜事件再審裁
判を支援する会」

●事務局だより

○最新の最期まで再審裁判の実現の
ために執念を燃やしつづけられた小
野貞さんのご逝去をいたみ、そのご
冥福を心からお祈りいたします。

○前号でお知らせした、『改造』細
川論文について、今井清一先生のご
尽力によりその鑑定書が出来上り、
一〇月一九日に裁判所に提出しまし
た。その内容は、上記一二月八日の
集会の席上、大川先生からご紹介が
ありますが、詳細は次号にて。

○この一月から、新しい会期(ち
ょうど一〇年目)に入りました。会
費の更新をよろしく願います。